商品概要説明書

(令和7年10月1日現在)

商品名	J A住宅ローン(一般型)
	○当 J Aの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80
	歳未満の方。
	なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定
	の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。
	○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上(農業者の方は 150 万円以上)
	ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。
ご利用いただける方	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	ただし、国民健康保険に加入している給与所得者または農業以外の自営業を
	営む者(高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者を除く)は、
	勤続(または営業)年数が3年以上であること。
	○団体信用生命共済に加入できる方。
	│○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	│○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対
	象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	①住宅の新築・購入(中古住宅も含む。)
	②土地の購入(5年以内に新築し、居住する予定があること。)。
次人は公	③住宅の増改築・改装・補修。
資金使途	④他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせた増改築・改 装・補修。
	- 表・価値。 ⑤建替え・住替えに伴う既往住宅ローン残債務
	⑤星智え・住省えに行り就住住ゼローン残損務 ⑥上記①~⑤の借入とあわせた金融機関等から借入中の目的型ローン等の
	後債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。)
	⑦上記①~⑥に付随して発生する一切の費用。
	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。
	○10 万円終土 10,000 万円終行と 0、1万円年間と 0 ます。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引
	前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内であり、原則として自己資金
	額が所要金額の20%以上であることとします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算
	上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額について
	は、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的
	型ローン等の総額は、住宅取得資金に対する借入金額の2分の1以下としま
	す。
借入金額	○建替え・住替え案件の場合、既往住宅ローン残債務の加算上限額は、500万
旧八亚识	円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、既往住宅ロー
	ン残債務の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する既往住宅ローン
	残債務は、住宅取得資金に対する借入金額の2分の1以下とします。
	○建替え・住替え案件でおまとめ住宅ローン対応を行う場合、既往住宅ローン
	残債務とおまとめ分を合算して 500 万円以内とし、住宅取得資金に対する借
	入金額の2分の1以下とします。
	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA
	○融資窓口へお問い合わせください。○借換えの場合は、現在借入中の住宅ローンと諸費用の合算金額の範囲内とし
	○情換えの場合は、現在情人中の住宅ローンと語貨用の台昇金額の範囲内とし ます。
借入期間	より。 ○据置期間を含め3年以上50年以内とし、1か月単位とします。
	○据直期间を召める年以上 50 年以内とし、I か月単位とします。 ○据置期間は、初回ご融資日から 1 年後までの範囲内とします。
	○福直朔間は、初回こ融質ロがらエキ後まての範囲的とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の住宅資金の借換の場合、借入期間は原則とし
	で現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできません。

	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンに			
	おける貸付期間の範囲内とします。 ○建替え・住替え案件の場合、借入期間は、新たにお借入れいただく住宅ロー			
	ンにおける貸付期間の範囲内とします。			
	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA			
	の融資窓口までお問い合わせください。			
	○次のいずれかよりご選択いただけます。			
	【固定変動選択型】			
	当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。			
	選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。			
	お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。			
	固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択			
	することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲			
	内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性がありま			
	す。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない			
# 7 4 d * 2	場合は、変動金利に切替わります。			
借入利率	【変動金利型】			
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライン)			
	ムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適			
	用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、			
	次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年0.5%以上乖			
	離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。			
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプラ			
	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日			
	より適用利率を変更いたします。			
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わ			
	せください。			
	○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)			
	もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)			
\E\ \\ +\\\	とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定			
返済方法	月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方			
	式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円			
	単位です。)のいずれかをご選択いただけます。			
	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方としま			
	す。)に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。			
	○借地上の建物などの場合には、当JAが指定する保証機関所定の審査基準に			
担保	より、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)にご			
	加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていた			
	が大いった、大次共行(体験)並明不惟に第1順位の負権を設定させていた。			
	○当 J Aが指定する保証機関(岡山県農業信用基金協会)の保証をご利用いただ			
保証人	つヨ」Aが指定する保証機関(岡田県展業信用基金協会)の保証をこ利用いただ きますので、原則として保証人は不要です。			
	○一律保証料と定率保証料をお支払いいただきます。 ○ 第保証料 は スマコ 200 円 ご副次時になわませいいただきます。			
	○一律保証料として33,000円、ご融資時にお支払いいただきます。			
	○定率保証料は、一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。			
	· 保証料率 年 0. 09%~年 0. 29%			
	①一括払い			
III Hadel	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。			
保証料	【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料 (岡山県農業信用基金協会)】			
	(お借入利率年 1.00%、保証料年 0.14%の場合)			
	お借入期間 10年 20年 30年 35年 40年 50年			
	保証料 (円) 94,866 149,408 195,803 216,340 233,587 257,609			
	②分割払い			
	当 J Aへお支払いいただく利息の中から当 J Aが保証機関へ支払います。			
	この場合、借入利率に保証料率が加算されます。			

	○当JA所定の団体信用生命共済のいずれた		· -		
	なお、共済掛金は当JAが負担いたします				
	の種類によりお借入利率は下表記載の加算				
団体信用生命共済	団体信用生命共済名	J	加算利率		
	団体信用生命共済(特約なし)		なし		
	長期継続入院特約付団体信用生命共	斉	年 0.1%		
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済		年 0.1%		
	団体信用生命共済(連生)		年 0.1%		
	三大疾病補償特約付団体信用生命共済(連生)		年 0.2%		
	がん保障特約付団体信用生命保険		年 0.1%		
	がん保障特約付団体信用生命保険()		年 0. 2%		
	団体信用生命保険(ワイド)		年 0. 2%		
	国体旧州工师体院 (2711)		+ 0.270		
	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特	持約なし)また	は長期継続入院特約		
9 大疾病補償保険	付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。				
3 八沃州州貝林映	ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。				
	年 0.3%				
	○ご融資に際しては、33,000 円の貸出事務	取扱手数料(消	肖費税等を含む。) が		
	必要です。				
	なお、手数料定率型をご利用される場合に				
	別に、お借入金額に 2.20%を乗じた手数				
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合				
	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。(JAネットバンクによ				
	る一部繰上返済の場合は無料)	- W 101 to T	1		
手数料	繰上元金	手数料額			
	100 万円未満	5,500円			
	100 万円以上 500 万円未満	11,000円			
	500 万円以上 1,000 万円未満	22,000円			
	1,000 万円以上	33,000 円	. カ フ 担 人 は - 「 500		
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済 円の条件変更手数料(消費税等含む。)が		:れる場合は、5,500		
	「日の条件変更子数枠(角質枕等音で。)が ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を過	· · · · ·	け 5 500 田の販扱		
	○回足金利朔間於「後、丹及、回足金利で息 手数料(消費税等含む。)が必要です。	きかでもの場合	は、5,500 円の扱収		
	○ご本人または連帯債務者の方が、出産・育	5. 原休業取得中	ま、しくけ取得予定		
	の場合において元金据置をお申込みいただけます。				
	・元金据置にはお申込みが必要です。				
	・元金据置は、お子さま 1 人あたり最長 24 か月、計 2 回(最長 48 か月) ま				
	でお申込みいただけます。(※双子等の多胎児の場合も最長24か月となりま				
	(1) the transfer of the transf				
出産・育児休業特例	・元金据置は、約定(元利金)返済を6回以上行っていただいた後、お申込				
(元金据置)	みいただけます。				
	・お申込時には、出産・育児休業取得の確認資料として勤務先が発行する所				
	定の資料等の提出が必要となります。				
	・元金据置期間中も利息の支払いは必要です。				
	・住宅ローンの最終期日は延長しませんので、元金返済再開後のご返済額は				
	元金据置前より増加することにご留意ください。				
	○苦情処理措置				
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当				
	J A信用部信用課(電話:086-225-9835)にお申し出ください。当JAでは				
	規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努				
	め、苦情等の解決を図ります。				
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837	-1359) でも、	舌情等を受け付けて		
	おります。				

	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できま
	す。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバ
	ンク相談所にお申し出ください。)
	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残
	高等証明書 については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみにつ
	いて計算し表示いたします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が
	含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性
その他	があります。
C 47 [E	○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要とな
	ります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された
	場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、
	所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い
	の一般では、一般では、一般である。 これに、 は、 これを できる

JA岡山